

千葉県防災基本条例

条文と解説

令和8年3月24日改定

千葉県防災危機管理部危機管理政策課

目次

前文	1
第一章 総則（第一条—第八条）	
第一条 目的	3
第二条 定義	4
第三条 基本理念	7
第四条 県民の役割	10
第五条 事業者の役割	11
第六条 自主防災組織等の役割	12
第七条 市町村の役割	13
第八条 県の責務	14
第二章 災害予防対策	
第一節 県民による災害予防対策（第九条—第十二条）	
第九条 防災訓練等への参加等	15
第十条 指定緊急避難場所等の確認等	16
第十一条 建築物の耐震対策等及び防火対策	19
第十二条 生活必需物資等の備蓄等	21
第二節 事業者等による災害予防対策（第十三条—第二十条）	
第十三条 防災訓練等の実施等	23
第十四条 学校等における防災教育の実施	25
第十五条 施設内待機の周知等	26
第十六条 事業の継続等のための措置	28
第十七条 耐震対策等	29
第十八条 生活関連重要施設の安全性の向上	31
第十九条 石油コンビナートの防災対策	32
第二十条 生活必需物資の備蓄等	33
第三節 自主防災組織等による災害予防対策（第二十一条・第二十二条）	
第二十一条 防災訓練等の実施等	34
第二十二条 防災資機材の備蓄等	35
第四節 県による災害予防対策（第二十三条—第三十三条）	
第二十三条 防災情報の提供等	36
第二十四条 一斉帰宅の抑制についての周知等	37
第二十五条 要配慮者に係る防災対策への支援等	38
第二十六条 避難所に関する市町村への支援	39
第二十七条 耐震対策及び液状化対策に関する情報提供	40
第二十八条 公共土木施設の整備等	41
第二十九条 物資等の備蓄等及び供給体制の整備等	42

第三十条	自主防災組織等への支援等	43
第三十一条	ボランティアによる防災活動への支援	44
第三十二条	表彰	45
第三十三条	体制の整備	46
第三章 災害応急対策		
第一節 県民による災害応急対策（第三十四条—第三十七条）		
第三十四条	安全を確保するための行動	48
第三十五条	一斉帰宅による事故等を防止するための行動	50
第三十六条	火災の発生等を防止するための行動	51
第三十七条	避難所における行動	52
第二節 事業者等による災害応急対策（第三十八条—第四十一条）		
第三十八条	従業者等の安全の確保	54
第三十九条	一斉帰宅による事故等を防止するための措置	55
第四十条	学校、医療施設等における安全の確保	56
第四十一条	生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等	57
第三節 自主防災組織等による災害応急対策（第四十二条）		
第四十二条		58
第四節 県による災害応急対策（第四十三条—第四十五条）		
第四十三条	体制の整備	59
第四十四条	情報の収集及び伝達	60
第四十五条	一斉帰宅による事故等を防止するための措置	61
第四章 災害復旧・復興対策（第四十六条）		
第四十六条		62
第五章 雑則（第四十七条・第四十八条）		
第四十七条	施行状況の報告及び公表	63
第四十八条	財政上の措置	63
附則		64

前文

私たちの房総は、水と緑の彩り豊かな自然に恵まれ、古くから、豊富な海の幸、川の幸や山の幸の恩恵を受けてきた。

しかし、自然は、多くの恵みをもたらす一方で、繰り返し災害を引き起こしてきた。県内全域を襲った強い揺れに加え、大津波、液状化現象により甚大な被害をもたらした平成二十三年の東日本大震災をはじめ、昭和六十二年の千葉県東方沖地震、大正十二年の関東大震災、大正六年に発生し塩田の衰退の引き金となった高潮、江戸時代中期の元禄地震、江戸時代以降度重なる被害をもたらした利根川、印旛沼、手賀沼の洪水など、先人が経験した災害は枚挙にいとまがない。

もとより、地震、津波、豪雨等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民一人ひとりの日頃の努力によって被害を減らすことは可能である。公助を担う県、市町村等もこれまで災害対策基本法、地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進してきたところであるが、より一層被害の軽減を図るためには、過去の教訓を次代に継承するとともに、県、市町村等が行う「公助」に加え、災害から自らを守る「自助」及び近隣住民が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、継続的に防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、一丸となって防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ることにより災害に強い千葉県づくりを推進することを決意し、千葉県防災基本条例を制定する。

【趣旨】

前文では、千葉県の過去の災害とその特性に触れ、災害による被害の軽減を図るためには、過去の教訓の伝承と、「公助」はもとより「自助・共助」の取組が重要であるとして、災害から県民の生命・身体・財産を守るため、一丸となって防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ることにより、災害に強い千葉県づくりを推進する決意を表明しています。

【説明】

1 「東日本大震災」

東日本大震災とは、平成23年（2011年）3月11日午後2時46分に三陸沖を震源として発生し、最大震度7（県内最大震度6弱）を観測した東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大規模な地震災害です。

この地震の津波等により、全国で死者18,703人、行方不明者2,674人、負傷者6,220人、全壊家屋126,574棟の被害が発生し、そのうち千葉県においても、死者22人、行方不明者2人、負傷者256人、全壊家屋801棟などの甚大な被害が発生しました。（平成25年9月9日消防庁被害報）

2 「千葉県東方沖地震」

千葉県東方沖地震とは、昭和62年（1987年）12月17日午前11時8分に千葉県東方沖を震源として発生し、最大震度5を観測した地震です。

ブロック塀や石灯籠の下敷きとなったことにより2人の方が亡くなったほか、負傷者144人、全壊家屋16棟などの被害が発生しました。

3 「関東大震災」

関東大震災は、大正12年（1923年）9月1日午前11時58分に発生したマグニチュード7.9の関東地震により引き起こされた大規模な地震災害をいい、地震による建築物の倒壊、津波による流出、土砂崩れによる埋没等により、全国で105,385人、千葉県で1,346人の死者・行方不明者を出しました。

4 「大正六年に発生し塩田の衰退の引き金となった高潮」

大正6年の高潮とは、大正6年（1917年）9月30日から10月1日にかけて九州南方沖から東日本にかけて猛スピードで駆け抜けて行った台風と満潮時が重なり、10月1日午前2時頃と3時半頃、気圧の低下による吸い上げと暴風による吹き寄せにより、東京湾の海面が一気に上昇し沿岸を襲った高潮のことです。特に江戸川河口付近の低地の被害は激甚で、行徳の塩田の衰退の引き金となりました。

5 「元禄地震」

元禄地震は、元禄16年11月23日（1703年12月31日）の午前0時頃に、房総半島で震度6～7の揺れが発生したと推定されている地震です。

千葉県では、死者6,534人（うち、九十九里沿岸地域における津波による死者2,000人以上）、全壊家屋9,610戸、家屋の流出5,295戸といった被害が発生したとされています。

なお、安房地域では、元禄地震の津波被害の教訓が代々語り継がれて残っており、付近の住民は、関東大震災の際に、揺れと同時ににわかに海水が引いたのを見てすぐ高台に逃げたため、津波の犠牲者は1人だけだったそうです。

6 「利根川、印旛沼、手賀沼の洪水」

1594年に始まった利根川東遷事業により、流れの主流が江戸川から利根川に向いたため、利根川、印旛沼、手賀沼で洪水が激化し、大雨のたび（江戸～明治時代の300年間に利根川で130回ほど、印旛沼・手賀沼で120回ほどの洪水被害が発生）に洪水が発生するようになりました。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民（県内において就学し、又は就労する者、旅行者その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県内に滞在する者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等及び市町村の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、これらのものが取り組むべき基本的な事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条例は、直接的には地域防災力の向上を、究極的には県民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的としています。

【説明】

1 「県民」

千葉県には、県民のほか、観光客など多数の他の都道府県民や外国人が滞在しており、災害発生時の被害をできる限り小さくするためには、このような方も条例の対象に含めるのが適当です。

そこで、本条例における県民とは、県内に住所を有する者のほか、県内の学校に就学する者、県内の企業等に就労する者、県内に訪れている旅行者などの災害発生時において県内に滞在する者（県内を通過する者も含む。）を対象としています。

2 「事業者」

事業とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的な遂行をいい、営利の要素は必要ではなく、公益法人やNPO法人などの非営利法人も、「事業者」に含まれます。他方、国、県、市町村は、「事業者」には含まれません。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- 三 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- 四 帰宅困難者 災害が発生し、かつ、その利用すべき公共交通機関の運行が停止している場合において、自宅以外の場所にいる者のうち徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。
- 五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項第十七号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
- 六 避難行動要支援者 災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。

【説明】

1 「災害」

災害対策基本法と同様に、社会通念上、県民の生命・身体・財産に相当の被害が生ずるものをいいます。

災害対策基本法の「災害」の定義と本条例の「災害」の定義との相違点は、①災害の要因につき、災害対策基本法では、自然現象に加えて人為的ミスを要因とするものも含めているのに対し、本条例は自然現象を要因とするものに限定していること、②例示事項として、千葉県的地域的特性を踏まえ、地盤の液状化を加えていることです。

<参考>

災害対策基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二～十 （略）

災害対策基本法施行令

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

2 「防災」

本条例では、単なる災害からの原状回復である復旧にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる復興についても重要であるとの認識の下、「防災」に災害復興も含めています。

3 「自主防災組織等」

「自主防災組織」とは、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいい（災害対策基本法第2条の2第2号）、具体的には、自治会、町内会等を構成単位とする防災組織をいいます。

また、自主防災組織を結成しなくとも、地域において、自発的に防災活動を行っている自治会、町内会等があり、このような組織を「その他の地域における防災活動を自発的に行う組織」として規定しました。

なお、「消防団」、「水防団」、「水防協力団体」、「自衛水防組織」、「自衛防災組織」は、本条例の「自主防災組織等」に該当しません。

4 「帰宅困難者」

県民の生命・身体・財産に相当の被害が生ずる災害が発生し、その利用すべき公共交通機関の運行が停止した場合で、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な者をいいます。

よって、公共交通機関の運行が再開された場合には、公共交通機関を利用して帰宅できることから「帰宅困難者」に該当しません。

5 「要配慮者」

災害対策基本法によれば、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（同法第8条第2項第17号）をいい、外国人や旅行者は明示されていませんが、多彩な観光資源を有し、観光立県の推進を重要施策の一つと位置付ける千葉県の特色を踏まえ、外国人であれば日本語による災害情報や避難情報を入手することが困難であること、旅行者であれば土地勘がないことなどから、本条例では「要配慮者」に外国人や旅行者のうち特に配慮を要する者が含まれることを確認的に規定しています。

6 「避難行動要支援者」

災害対策基本法によれば、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（同法第49条の10）をいい、本条例もこれを引用しています。

実際に避難行動要支援者に該当するかどうかの要件は、市町村ごとに、災害関係情報の取得能力、避難の必要性・避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力等を勘案し定めるものとされています。

（基本理念）

第三条 防災に関する対策（以下「防災対策」という。）は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることが最も優先しつつ、その最小化を図ること。
- 二 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと。
- 三 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること。

【趣旨】

本条例では、災害対策基本法の基本理念（同法第2条の2）を踏まえつつ、防災対策について千葉県として特に重視すべき点を基本理念として規定しました。なお、県だけではなく、自助・共助の主体である県民、事業者、自主防災組織等も本条例の基本理念にのっとり、防災対策を行うことが求められます。

【説明】**1 第1号関係**

自然現象による災害の発生を全て防ぎきることはできないという現実を直視し、併せて、災害対策基本法に規定されている基本理念に照らして、まずはかけがえない人の生命・身体を最優先しつつ、被害の最小化を図ることを基本理念としています。

2 第2号関係

「災害は、忘れた頃にやってくる」ものであることから、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、そして、県、市町村等が県民を守る「公助」が、連携し、協力して、常に防災対策を行っていく必要があります。そこで、自助、共助、公助が一体となった取組を継続的に行うことを基本理念としています。

3 第3号関係**（1） 「被災者の基本的人権を尊重」**

東日本大震災の際には、福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見により避難先で差別やいじめを受けたといった事例や、避難所においてプライバシーが保護されないといった問題が発生しました。

防災対策において、災害による直接の被害に加え人権意識の欠如による二重の被害を受けることがないように、被災者の人権に配慮した支援体制や情報提供が行われることが重要です。そこで、被災者の基本的人権を尊重することを基本理念とし

ています。

(2) 「要配慮者の置かれている状況に配慮」

東日本大震災では、高齢者が逃げ遅れて津波の被害を受けたり、障害者がバリアフリー化されていない避難所や応急仮設住宅において避難生活を送ることを余儀なくされたなど、要配慮者に対する配慮が欠けるといった問題が発生しました。そこで、要配慮者の置かれている状況に配慮することを基本理念としています。

(3) 「男女双方の視点を踏まえる」

東日本大震災では、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室が設置されないなど、女性が避難生活に困難を抱えるといった問題が生じました。このような問題を解決するためには、被災時における男女のニーズの違いを踏まえ、女性に配慮した防災対策を行う必要があります。また、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場において、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることも重要です。そこで、男女双方の視点を踏まえることを基本理念としています。

<参考>

災害対策基本法

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適

切に被災者を援護すること。

- 六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、県民の役割として、自助の取組としては自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を、また、共助の取組としては地域における防災活動を、それぞれ、自発的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとした。

【説明】

「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、事業者の役割として、従業者、施設利用者等の生命・身体を守るための防災対策や地域における防災活動への参加など、自助・共助の取組を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとししました。

【説明】

1 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

2 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、地域における共助の担い手である自主防災組織等の役割として、地域住民の生命・身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとした。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づく当該市町村の地域防災計画に即して、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、住民、事業者、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとする。

【趣旨】

防災対策を行うに当たっては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であることから、災害対策基本法に規定されている市町村の責務(同法第5条)を踏まえて、確認的に市町村の役割として、市町村は、基礎的な地方公共団体として、市町村の地域防災計画に即して、災害から住民の生命・身体・財産を守るため、関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとししました。

（県の責務）

第八条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、事業者、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画その他の防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、県の責務として、市町村を包括する広域の地方公共団体として、災害から県民の生命・身体・財産を守るため、関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画などの防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとししました。

【説明】**「その他の防災に関連する計画」**

公共土木施設等の整備に関する計画など、計画そのものは防災に関する計画でなくても、防災についての記述があるものは含まれます。

具体的には、県が従うべき計画であって、災害対策基本法に規定されている、水防計画、海岸保全基本計画、地すべり防止工事に関する基本計画など（同法第41条）のほか、災害対策基本法に規定されていない計画であっても、防災に関する事項が記述されている石油コンビナート等防災計画などが含まれます。

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策

(防災訓練等への参加等)

第九条 県民は、災害の発生原因となる自然現象の特徴、予測される被害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識・技能」という。）を習得するため、防災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」という。）に参加し、並びに防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

【趣旨】

災害から生命・身体・財産を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、県民は、防災知識・技能を習得するため、防災訓練や講習への参加や、防災情報の収集に努めるものとなりました。

【説明】

「防災に関する訓練及び講習に参加し、並びに防災に関する情報を収集」

県、市町村、自主防災組織等などが主催する防災訓練や講習に参加したり、防災に関するパンフレットやホームページ、県や市町村の広報誌などを活用して防災情報を収集することが考えられます。

(指定緊急避難場所等の確認等)

第十条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路等及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段を確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村に対し、当該避難行動要支援者に係る災害対策基本法第四十九条の十第二項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害発生時に、慌てずに、身を守るための迅速かつ適切な行動をとれるようにするためには、あらかじめ、どこに避難するかなど、避難について準備しておくことが必要不可欠です。

そこで、県民は、本条第1項において、あらかじめ、指定緊急避難場所、避難経路、家族等との連絡手段等について確認しておくよう努めるものとなりました。

2 避難行動要支援者に対して実効性のある避難支援を行うためには、それぞれの避難行動要支援者に関する必要な情報が記載された、避難行動要支援者名簿を作成することが重要です。

この点、災害対策基本法においては、避難行動要支援者名簿を作成する際に、市町村の関係部局で把握している要配慮者に関する情報の相互利用や、関係都道府県知事その他の者に対する要配慮者に関する情報の提供を求められるため（同法第49条の10第3項・第4項）、相当程度の情報は収集することができます。

しかし、全ての情報を把握できる訳ではなく、このような情報については、避難行動要支援者による情報提供が必要です。

そこで、避難行動要支援者は、本条第2項において、当該避難行動要支援者に係る名簿の記載事項を市町村に対して提供するよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「指定緊急避難場所」

洪水、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する施設又は場所であって、政令で定める基準に適合する市町村長の指定を受けたものをいいます（災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3）。

2 「家族等その安否を確認すべき者との連絡手段」

東日本大震災では、家族の安否を確認するため帰宅した際に津波の犠牲になったケースもあるなど、災害発生直後の緊急事態では、家族等の安否を確認するための

行動が、自らの命を犠牲にしかねない状況にあります。災害用伝言サービスやSNSといった様々な手法を活用して、災害発生直後に家族等の安否を確認できれば、落ち着いて自らの生命・身体を守ることができるようになると考えられます。

3 「避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供」

名簿の記載事項のうち、避難行動要支援者に確認しなければ市町村が把握できない情報を提供することをいいます。

なお、避難行動要支援者名簿に記載された情報は、①災害発生時以外は、避難行動要支援者の同意がない限り外部に出ることはなく（災害対策基本法第49条の1第2項）、②名簿情報が提供された支援者には秘密保持義務が課され（同法第49条の13）、③市町村長も権利保護のため必要な措置を講ずる（同法第49条の12）とされており、個人情報の保護は図られます。

<参考>

災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があ

ると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(建築物の耐震対策等及び防火対策)

第十一条 県民は、地震による建築物の倒壊等から生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）、建築物の外壁等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合における家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、家具、家庭用電気機械器具等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合における火災から生命及び身体を守るため、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

1 阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きとなったことによる圧死や窒息死でした。

また、災害発生時に建築物が倒壊し道路等がふさがれると、円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に支障が発生するおそれがあります。

そこで、県民は、本条第1項において、生命・身体を守るとともに、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修、建築物の外壁等の落下を防止するための措置等を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、家具、家庭用電気機械器具の固定等を行うよう努めるものとししました。

2 関東大震災において約9割を占めた最も大きな死因は地震火災による焼死でしたが、本県でも都市部を中心に木造密集市街地が多く、地震による二次的な火災が発生しやすい状況にあります。しかし、消防法では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが（同法第9条の2）、消火器の設置は学校、病院、事業場など多数の者が利用する施設に（同法第17条、同法施行令第6条）、防災対象物品の使用は高層建築物、旅館、病院等に（同法第8条の3、同法施行令第4条の3）限られています。また、感震ブレーカーの設置に関する規定はありません。

そこで、県民は、本条第3項において、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置等を行うよう努めるものとししました。

【説明】

1 「建築物の倒壊等」

建築物が倒れて潰れる状態のほか、建築物の一部が損壊することをいいます。

2 「建築物の耐震診断及び耐震改修」

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に建築された耐震関係規定に適合しない部分の残る建築物で、違反建築物ではないもの）の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本条例では、県民の生命・身体の保護に加えて、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保を明示するなど、法律よりもより広い視野での対策を求めるものです。

3 「地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置」

いわゆる、感震ブレーカーのことで、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ等があります。

（生活必需物資等の備蓄等）

第十二条 県民は、災害が発生した場合に生命及び最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとする。

3 前各項の場合において、要配慮者の家族その他の要配慮者を日常的に援護する者（以下「要配慮者の家族等」という。）は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災などの過去の災害から得られた教訓を踏まえると、特に大規模な災害発生時には、物流・流通機能が低下し、一定期間、被災地のニーズを踏まえた物資の供給が不可能となることが予想されます。

そこで、県民は、本条第1項において、災害の発生により必要な物資の供給が途絶えた時であっても、生命や最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品などの生活必需物資やラジオなどの情報収集のための機器の備蓄や点検を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとししました。また、要配慮者の家族等は、第3項において、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとししました。

【説明】

1 「食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器」

災害対策基本法では、「食品、飲料水その他の生活必需物資」の備蓄に努めなければならないとされていますが（同法第7条第3項）、本条例では、生活必需物資の具体例として医薬品を追加するとともに、ラジオその他の情報収集のための機器の備蓄に関する規定を追加しています。

また、「その他の生活必需物資」とは、簡易トイレ、懐中電灯、衣類などが考えられます。

2 「必要に応じてこれらを点検する」

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

3 「特に必要な物資」

迅速に持ち出せる最低限の食料、飲料水、医薬品、携帯ラジオ、衣類、懐中電灯などが考えられます。

4 「当該要配慮者に特に必要な物資」

高齢者、障害者、乳幼児、食物アレルギー患者などの要配慮者が必要とする物資として、医薬品、福祉器具、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料などが考えられます。

第二節 事業者等による災害予防対策

(防災訓練等の実施等)

第十三条 事業者は、従業員の防災知識・技能の習得を図るため、従業員に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 特定事業者（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第九号に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）及び危険物取扱事業者（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物を取り扱う事業者をいう。）は、前項の措置を行うに当たっては、災害が発生した場合において人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとする。

【趣旨】

- 1 災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業員の防災知識・技能の習得を図るため、従業員に対する防災訓練や講習の実施、地域等における防災訓練や講習への参加等を行うよう努めるものとししました。

なお、災害対策基本法では、一定の事業者に対して防災教育の実施や防災訓練義務を規定していますが（同法第47条の2、第48条）、本条例では、全ての事業者を対象としています。

- 2 災害発生時において、石油コンビナートや危険物は、その特性から、重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高いと考えられます。この点、石油コンビナートは石油コンビナート等災害防止法に基づき、危険物は消防法に基づき、それぞれハード対策が実施されているところですが、災害を防ぐためには防災訓練等のソフト対策も重要です。

そこで、石油コンビナート特定事業者や危険物取扱事業者は、本条第2項において、防災訓練等を行うに当たっては、災害発生時に人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとししました。

【説明】

1 「特定事業者」

一定量以上の石油又は高圧ガスなどを取り扱う事業所を設置している事業者をいいます（石油コンビナート等災害防止法第2条第9号）。

2 「危険物取扱事業者」

貯蔵や輸送中の火災、爆発、漏洩事故等により危険をもたらす物質として消防法に規定されている「危険物」（石油、アルコール、ニトロ化合物など。同法第2条第7項、別表第1）を取り扱う事業者をいいます。

(学校等における防災教育の実施)

第十四条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）等の設置者は、災害が発生した場合において幼児、児童又は生徒がその発達段階に応じ自らの判断で適切に行動することができ、将来における防災対策の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

次代を担う子どもたちが、発達段階に応じ災害発生時に自ら適切な判断・行動ができる力を身につけるとともに、将来防災対策の担い手となるようにするためには、幼少期からの防災教育が重要です。

そこで、学校や保育所等の設置者は、防災訓練や講習などの防災教育を実施するよう努めるものとしました。

【説明】

「学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者」

学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者には、学校法人や社会福祉法人等だけでなく、国や地方公共団体も含まれます。

（施設内待機の周知等）

第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅（被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間（以下「救出等優先期間」という。）に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。）による事故及び混乱の発生を防止するため、従業者に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

2 事業者は、行政機関が行う一時滞在施設（救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。以下同じ。）及び帰宅支援ステーション（救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。）の確保に関し必要な協力をするよう努めるものとする。

【趣旨】

1 帰宅困難者の身の安全を確保するとともに、要救助者の生存率が比較的高い期間（災害発生後3日間）に、救出・救護活動や緊急物資の輸送等の災害応急対策を優先させるためには、一斉帰宅を抑制することが重要です。この点、県民は、日常生活の相当程度勤務先などにいること、また東日本大震災においても事業者の指示により帰宅した者が多いことから、事業者による帰宅困難者対策は重要です。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業者に対し、災害発生時の施設内待機の方針について周知し、家族等との連絡手段の確認を促すよう努めるものとししました。

2 外出先で被災し帰宅困難者になった場合でも、むやみに帰宅しなくてもすむようにするため、一時滞在施設の確保が必要です。また、帰宅困難者が、救出等優先期間を経過し、安全に帰宅できることを確認した後に、徒歩により円滑に帰宅するためには、帰宅支援ステーションの確保も必要です。

しかし、一時滞在施設は、県や市町村が保有している施設だけでは足りないこと、また、帰宅支援ステーションは、徒歩帰宅者が多く通過する沿道を中心に確保する必要があることから、事業者は、本条第2項において、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保に必要な協力をするよう努めるものとししました。

【説明】

1 「施設内における待機の方針」

事業者が、施設内待機の判断基準、施設内の安全性の確認基準、来客者への対応等を内容とする計画を作成することが考えられます。

2 「家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認」

東日本大震災では、家族の安否を確認するため帰宅した際に津波の犠牲になったケースもあるなど、災害発生直後の緊急事態では、家族等の安否を確認するための行動が、自らの命を犠牲にしかねない状況にあります。災害用伝言サービスやSNSといった様々な手法を活用して、災害発生直後に家族等の安否を確認できれば、落ち着いて自らの生命・身体を守ることができるようになると考えられます。

3 「行政機関が行う」

県や市町村のほか、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で行うものも含まれます。

4 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

5 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

6 「確保に関し必要な協力をする」

事業者が、その管理する施設を一時滞在施設として提供することや帰宅支援ステーションとして運営することについて、行政機関から依頼があった場合は協議し、可能であれば事前に協定を締結し指定を受けることをいいます。

(事業の継続等のための措置)

第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災では、災害発生時の企業の事業活動の停止により、物資等の供給が途絶・停滞しました。また、貴重な人材・設備を失ったことや復旧が遅れ顧客が離れたことにより、事業の縮小による従業員の解雇や廃業せざるをえなくなった企業も発生しました。

そこで、事業者は、災害発生時に備え、あらかじめその事業活動の継続や早期の再開を行うための取組を行うよう努めるものとなりました。

【説明】

「必要な措置」

例えば、①事業活動の停止を回避できるよう、生産ラインをシンプルにするといった事業の見直しを行っておくこと、②事業活動への影響の内容や大きさを想定して、一部停止する場合には、できるだけ速く再開させるために必要な対応を考えておくこと、③取引先や同業者等と取り決めをして、事業活動を停止せざるをえない場合の対応を決めておくこと等が考えられます。

また、これらを盛り込んだ、事業継続計画 (Business Continuity Plan: BCP) を策定しておくことも含まれます。

（耐震対策等）

第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、備品等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きとなったことによる圧死や窒息死でした。

また、災害発生時に建築物が倒壊し道路等がふさがれると、円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に支障が発生するおそれがあります。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業者、施設利用者等の生命・身体を守るとともに、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置等を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、備品等の転倒などから従業者や施設利用者等を守るため、備品の固定等を行うよう努めるものとししました。

【説明】

1 「建築物の倒壊等」

建築物が倒れて潰れる状態のほか、建築物の一部が損壊することをいいます。

2 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

3 「建築物の耐震診断及び耐震改修」

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に建築された耐震関係規定に適合しない部分の残る建築物で、違反建築物ではないもの）の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本条例では、県民の生命・身体の保護に加えて、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保を明示するなど、法律よりもより広い視

野での対策を求めるものです。

4 「備品等」

ロッカー、書庫、コピー機、業務用冷蔵庫などの備品のほか、例えば、陳列棚や商品などが考えられます。

(生活関連重要施設の安全性の向上)

第十八条 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」という。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。

【趣旨】

災害発生時に、電気、ガス、水道、電話に関するライフライン施設がいったん被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりでなく、災害応急対策・災害復旧対策を実施する上での大きな障害となります。

そこで、電気・ガス・水道水供給施設や電気通信施設の管理者たる事業者（いわゆるライフライン事業者）は、その施設の地震や地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとししました。

【説明】

「当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上」

例えば、施設の耐震化、地盤改良、ライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備などが考えられます。

(石油コンビナートの防災対策)

第十九条 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。

【趣旨】

石油コンビナートは、災害発生時において爆発などの重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高く、千葉県は、我が国最大の石油コンビナート地帯を抱えており、石油コンビナートについての防災対策を行うことが特に求められます。

そこで、石油コンビナートの特定事業者は、その施設について、石油コンビナート等災害防止法などの関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとししました。

【説明】

1 「特定事業者」

一定量以上の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所を設置している事業者をいいます（石油コンビナート等災害防止法第2条第9号）。

2 「石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令」

石油コンビナート等災害防止法のほか、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法などです。

3 「更なる防災対策」

例えば、関係法令で求められている施設の安全基準から、更に上乘せした基準により施設を整備することや、関係法令で求められていない箇所についても安全対策を行うことで、例えば、石油タンクなどが立地していない敷地部分や護岸等において、地盤改良などの液状化対策を行うことなどです。

(生活必需物資の備蓄等)

第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業員の
一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食
料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検する
よう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災などの過去の災害から得られた教訓を踏まえると、災害発生時に
いて、帰宅困難者となった従業員の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業所等とし
てのサービスの継続や早期の再開のためには、従業員を一定期間事業所内に留め置
く必要があります。

そこで、事業者は、従業員の食料、飲料水などの生活必需物資の備蓄や点検を行
うよう努めるものとししました。

【説明】

1 「食料、飲料水その他の生活必需物資」

従業員の食料、飲料水のほか、毛布などが考えられます。

2 「必要に応じてこれらを点検する」

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検する
ことをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを
点検することをいいます。

第三節 自主防災組織等による災害予防対策

（防災訓練等の実施等）

第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、自主防災組織等は、本条第1項において、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握等を行うよう努めるものとなりました。

2 避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、市町村と自主防災組織等との協力が必要です。

そこで、自主防災組織等は、本条第2項において、避難行動要支援者の生命・身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制整備に協力するよう努めるものとなりました。

【説明】

「市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力」

「避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備」とは、避難行動要支援者の生命・身体を災害から守るために必要な避難の支援、安否の確認などについての計画を定めることです。具体的には、避難行動要支援者ごとに避難支援等関係者となる者、支援体制、避難場所等を記載した個別避難計画を作成することなどをいいます。

避難支援を行う自主防災組織等による協力とは、個別避難計画の作成に参画することなどです。

（防災資機材の備蓄等）

第二十二條 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

【趣旨】

自主防災組織等が、災害発生時に、情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水などの災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、それぞれの活動に必要な防災資機材を整備しておく必要があります。

そこで、自主防災組織等は、防災資機材の備蓄や点検を行うよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材」

例えば、以下のような目的のための防災資機材が考えられます。

目的別防災資機材（例）

目的	防災資機材
1. 情報収集・伝達用	携帯用無線、携帯用ラジオ、ハンドマイク、メガホン等
2. 初期消火用	消火器、防火水槽、水バケツ、ホース、防火衣、ヘルメット等
3. 救出・救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェンソー、救急セット、担架、毛布等
4. 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、ライト、簡易トイレ等
5. 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機等
6. 訓練・防災啓発用	訓練用消火器、視聴覚機器等
7. その他	防災倉庫、ビニールシート、リヤカー等

2 「必要に応じてこれらを点検する」

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

第四節 県による災害予防対策

(防災情報の提供等)

第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、県民一人ひとりが正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等、市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害の記録の収集・整理・保存等を行うものとししました。

(一斉帰宅の抑制についての周知等)

第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、帰宅経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがあります。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救出・救護活動や緊急物資の輸送の妨げになる可能性もあります。

そこで、県は、一斉帰宅による事故や混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村等と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保等を行うものとししました。

【説明】

1 「一斉帰宅の抑制についての周知」

近隣都県市や関係民間企業・団体等と連携し、災害発生時の心得などについての普及啓発や徒歩帰宅支援などの取組、また、県内市町村、鉄道事業者、大規模集客施設事業者、経済団体など関係機関とともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するための一斉広報の実施などが想定されます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

(要配慮者に係る防災対策への支援等)

第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

要配慮者は、地震や津波等による被害を多く受ける傾向にあり、避難行動や避難生活などに関して、県、市町村、県民、事業者が協力して支援することが重要です。

また、要配慮者の身の安全を確保するためには、要配慮者自身やその家族等の取組も必要です。

そこで、県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者やその家族等が主体的に行う防災対策の支援等を行うものとししました。

【説明】

1 「要配慮者の特性」

例えば、高齢者や障害者であれば自力での行動が困難な方もいること、乳児であれば自己の欲求等を言葉で訴えることができないことなどです。

2 「避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備」

避難行動要支援者の生命・身体を災害から守るために必要な避難の支援、安否の確認などについての計画を定めることです。具体的には、避難行動要支援者ごとに避難支援等関係者となる者、支援体制、避難場所等を記載した個別避難計画を作成することなどをいいます。

3 「要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援」

要配慮者やその家族等が行うべき防災対策について、リーフレットやホームページ等を通じて周知を図ることなどが想定されます。

(避難所に関する市町村への支援)

第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時において市町村が開設し、運営主体となる避難所について、県は助言、支援等を行う必要があります。

そこで、県は、市町村が行う避難所の確保、迅速な開設、円滑な運営のために必要な支援を行うものとししました。

【説明】

1 「市町村が行う避難所の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援」

県が作成した避難所の開設や運営に関する手引きを活用するなどして、市町村による避難所の開設や運営が円滑に行われるよう情報提供することや、県立学校の避難所の指定について市町村に協力することなどが想定されます。

2 「避難所」

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民等を一時的に滞在させるための施設をいいます（災害対策基本法第33条の2第1項第1号）。

これとは別に、緊急時の避難場所として、指定緊急避難場所があります（第10条【説明】参照）。

(耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)

第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。

【趣旨】

阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きになったことによる圧死や窒息死であり、東日本大震災では、千葉県各地で液状化現象が発生し、県民の財産に大きな損害をもたらしたことから、県民や事業者が行う耐震対策や液状化対策を促進する必要があります。

そこで、県は、地震や地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報の提供を行うものとししました。

【説明】

「建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供」

耐震対策については、無料耐震相談会の開催、建築物所有者向けの啓発事業等を行うことが想定されます。

液状化対策については、ハザードマップを参考に、液状化の危険性がある地域において住宅を建築する前には、地盤調査を実施し、液状化の発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの工法を選定して液状化対策を行うよう周知することなどが想定されます。

(公共土木施設の整備等)

第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。

【趣旨】

災害の最小化を図るためには、ソフト対策・ハード対策を織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要であり、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設などによるハード対策も、併せて実施していく必要があります。

そこで、県は、公共土木施設の整備・改修を図るものとした。

【説明】

1 「堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修」

河川法、海岸法、地すべり等防止法などの県土整備に関する法令や計画にのっとり、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設などの公共土木施設の整備・改修を行います。

2 「地滑り防止施設」

地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設を行います（地すべり等防止法第2条第3項）。

(物資等の備蓄等及び供給体制の整備等)

第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。

2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

【趣旨】

災害発生時において、平時の物流体制が滞った場合であっても、県民の生命や最低限度の生活を維持し、迅速かつ適切な災害応急対策や災害復旧対策を実施するためには、あらかじめ、必要な物資を備蓄するとともに、円滑な供給体制を築いておくことが必要です。

そこで、県は、本条第1項において、必要な物資等の備蓄や点検を行うとともに、第2項において、事業者との間の協定の締結などの物資等の供給や役務の提供に係る体制を整備するものとししました。

【説明】

1 「市町村による物資等の備蓄」

住民により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、市町村が行う備蓄をいいます。

2 「県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等」

市町村の備蓄を補完するという視点に立った備蓄物資等として、食料、飲料水、災害用医薬品、防災資機材等が想定されます。

3 「事業者との間の協定の締結」

迅速かつ適切な災害応急対策や災害復旧対策の実施を図るため、様々な分野の事業者との協力関係が円滑に機能するよう、県と要請先の事業者との間であらかじめ要請内容を確認し、連絡体制や要請手続き、経費負担の方法等を相互に取り決めておくことをいいます。

(自主防災組織等への支援等)

第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、自主防災組織等、消防団等その他の関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時に、地域住民の生命・身体を守るためには、自主防災組織等をはじめとする地域住民が連携して行う防災活動が必要不可欠です。

そこで、県は、市町村と連携して、自主防災組織等の結成・活動に対する支援、自主防災組織、消防団等との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成等を行うものとししました。

【説明】

1 「自主防災組織等の結成及び活動に対する支援」

市町村が新設の自主防災組織に補助を行う場合に、その経費の一部を県が補助することなどが想定されます。

2 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

3 「関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成」

平常時においては、自主防災組織等が開催する防災訓練や講習のサポートを行い、災害発生時においては、避難所の運営についての助言等を行う人材の育成が想定されます。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十一条 県は、専門的な知識及び技術を有する者をはじめとするボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入に係る体制の整備、ボランティアの受入に関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進その他のボランティアによる防災活動への必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

東日本大震災をはじめとする近年の災害発生時においては、多くのボランティアが活発な活動を行い、重要な役割を果たしてきたところであり、今後も大きな役割を果たすことが見込まれます。

そこで、県は、ボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入に係る体制の整備、ボランティアの受入に関し専門的な知識・経験を有する人材の育成の推進等を行うものとししました。

【説明】

1 「専門的な知識及び技術を有する者」

阪神・淡路大震災において必要性が強く認識された、医療、福祉、建築などの各分野における専門的な知識・技術を有するボランティアをいい、医師、看護師などの医療従事者、介護福祉士、応急危険度判定士などが想定されます。

2 「ボランティアの受入に関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進」

県の社会福祉協議会が行う研修を通じた、災害ボランティアコーディネーターの養成などの推進が想定されます。

(表彰)

第三十二条 県は、地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

【趣旨】

県は、地域防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとした。

【説明】

「地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるもの」

自主防災組織等の防災活動や学校の防災教育などにおいて、長年にわたって他の模範となる活動や地域と連携した活動を行う団体などが想定されます。

(体制の整備)

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画を作成するものとする。

3 県は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

【趣旨】

1 県が、災害発生時において、迅速かつ適切な体制を築くためには、平時から必要な体制を整備しておくことが重要です。

そこで、県は、本条第1項において、関係者と連携して、情報収集・伝達体制、医療体制などの防災に関する必要な体制を整備するものとなりました。

2 県は、大規模な災害発生時においても、県民の生命・身体・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、必要な行政サービスの提供を維持する必要があります。

そこで、県は、本条第2項において、あらかじめ、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を作成するものとなりました。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎などの施設が災害に対して脆弱であれば、迅速かつ適切な災害応急対策に支障が生じるおそれがあります。

そこで、県は、本条第3項において、その所有する庁舎などの災害応急対策を実施する上で重要な施設の災害に対する安全性の向上を図るものとなりました。

【説明】

1 「災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制」

災害対策基本法では、知事も含めた「地方公共団体の長は、…災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない」と規定しています（同法第47条第1項）。

本条例では、災害発生時に県民等に必要な情報が迅速かつ適切に伝達されることが重要であることから、情報収集・伝達体制の整備について確認的に規定しています。

2 「被災者に対する医療に係る体制」

災害対策基本法では、災害予防段階における医療体制の整備について明示的な規定はありませんが、本条例では、災害発生時において医療が重要であることから、

被災者に対する医療体制の整備について規定しています。

3 「災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画」

いわゆる業務継続計画を指し、災害発生時に、職員等の資源に制約がある状況下において県が適切に業務を継続することにより、県民の生命・身体・財産を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限に抑えるための計画をいいます。

4 「庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設」

庁舎のほか、避難所や指定緊急避難場所となる県有施設などが想定されます。

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策

(安全を確保するための行動)

第三十四条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、災害対策基本法その他の法令等に基づく高齢者等避難の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、津波から自らの生命及び身体を守るため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波警報の発表、避難の指示等の津波に関する情報に留意しつつ、津波による被害の発生が予想される場所から高台、津波避難施設その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害発生時において自らの生命・身体を守るためには、自らの判断による適切な避難などの安全を確保するための行動が必要になります。

そこで、県民は、本条第1項において、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとししました。また、第2項において、特に、津波による被害の発生が予想される場合は、津波警報の発表、避難指示等の津波に関する情報に留意しつつ、高台、津波避難施設などの安全な場所へ直ちに避難しなければならないとししました。

2 災害発生時においては、自らが避難するだけでなく、共助の取組の一環として、要配慮者を含めた近隣住民への呼びかけを行うことにより、より多くの地域住民の生命・身体を守ることができます。

そこで、県民は、本条第3項において、避難するに当たって、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとししました。

なお、本項の規定による助け合いは、まず、自らの身の安全を確保した上で行うものであることに留意が必要です。

【説明】

1 「高齢者等避難の発表」 ※令和3年5月名称変更

避難に時間のかかる高齢者や障害者などの要配慮者とその支援者は危険な場所から立退き避難を開始し、その他の住民には、必要に応じて立退き避難の準備を整えとともに気象情報に注意を払い、自発的に避難開始することを求めるものです。

2 「避難の指示」 ※令和3年5月避難指示に一本化

避難の指示とは、災害一般に関する避難のための立退きの指示（災害対策基本法第60条第1項）、洪水、津波、高潮に関する避難のための立退きの指示（水防法第29条）、地滑りに関する避難のための立退きの指示（地すべり等防止法第25条）などをいい、危険な場所から全員避難（立退き又は屋内安全確保）することを求めるものです。

3 「緊急安全確保措置の指示」 ※令和3年5月名称変更

災害が発生又は切迫し、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難から、自宅等の屋内での待避、上階への移動（垂直避難）等へ避難行動を変容するよう指示するものです（災害対策基本法第60条第3項）。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるとは限りません。

(一斉帰宅による事故等を防止するための行動)

第三十五条 帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災から得られた教訓を踏まえると、帰宅困難者による事故や混乱の発生を防止するためには、帰宅困難者の一斉帰宅をできる限り抑制する必要があります。

また、一時滞在施設では、災害発生直後の混乱状況の中、多くの人々が見知らぬ他人と数日間過ごす可能性もあり、混乱が発生しやすい状況にあることから、施設管理者だけでは、適切な運営がなされないおそれがあります。

そこで、帰宅困難者は、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「むやみに帰宅しない」

家族や自宅の無事確かめた後、職場や一時滞在施設などで状況が落ち着くのを待ち、やみくもに急いで帰宅しないことをいいます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「一時滞在施設の運営に協力する」

水・食料・毛布などの支援物資の配布、トイレやごみの処理などの施設の衛生管理、周辺の被害状況・道路状況・鉄道の運行状況などに関する情報提供など一時滞在施設の運営に対し、帰宅困難者が協力することです。

(火災の発生等を防止するための行動)

第三十六条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な行動をするよう努めるものとする。

【趣旨】

関東大震災において約9割を占めた最も大きな死因は、地震火災による焼死でした。千葉県でも、都市部を中心に木造密集地域が多く存在し、災害発生時における火災対策の必要性は高いといえます。

そこで、災害発生時には、県民は、自らの生命・身体の安全を確保した上で、火気の使用の停止、ガス・電気の遮断等の火災を防止するための行動をするよう努めるものとししました。

【説明】

「自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度」

火気の使用の停止、ガス・電気の遮断等の前提として、自らの生命・身体の安全を確保することを明記しています。

例えば、地震発生時には揺れが収まるのを待ってから火を消すことや、短時間で津波が来襲する恐れがある場合には、ガスの元栓を閉めることや電気のブレーカーを切ることよりも避難を優先することなどです。

(避難所における行動)

第三十七条 避難所に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わるよう努めるとともに、生活必需物資の確保及び配布、要配慮者に対するその特性を踏まえた配慮その他の避難所における円滑な共同生活を営むために必要な行動をするよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災では、県内の避難所の運営・管理は主に市町村の職員が行いましたが、大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民自らが中心となって運営することが混乱回避のために望ましいと考えられています。

そこで、避難所に滞在する県民は、円滑な共同生活を営むために、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わり、生活必需物資の確保・配布、要配慮者の特性を踏まえた配慮などをするよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「避難所の運営に携わる」

例えば以下のような各種活動班において、避難者がそれぞれ仕事を分担することが考えられます。

避難所活動班の主たる業務内容（例）

活動班名	各班で行う主な業務内容
総務班	・ 避難所運営記録の作成 ・ 避難者名簿の作成 ・ 問い合わせ・取材への対応 等
情報班	・ 市町村災害対策本部との連絡 ・ 被害情報・復旧情報の収集 ・ 避難者への情報提供 等
施設管理班	・ 危険箇所・要修繕箇所への対応 ・ 避難所のレイアウト作成 ・ 公共スペースの管理 ・ 防火・防犯 等
食料・物資班	・ 食料や物資の調達、受入れ、管理、配布 ・ 炊き出し 等
保健・衛生班	・ 医療・介護にかかる相談・対応 ・ 清掃・ゴミ等の衛生管理 ・ ペットの管理 等

要配慮者班	・ 要配慮者用の窓口の設置・相談対応 ・ 避難行動要支援者の避難状況確認、未確認者の確認 ・ 要配慮者の状況・要望の把握 等
支援渉外班 (ボランティア班を含む)	・ ボランティアの派遣要請 ・ ボランティアの受入・配置 ・ 自衛隊・日赤等の支援団体との調整 等

2 「その特性」

例えば、高齢者や障害者であれば自力での行動が困難な方もいること、乳児であれば自己の欲求等を言葉で訴えることができないことなどです。

第二節 事業者等による災害応急対策

(従業者等の安全の確保)

第三十八条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防団等、自主防災組織等及びボランティアと連携しつつ、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導並びに救出及び救護その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

事業者が、災害発生時に従業者や施設利用者等の生命・身体を守るべきことは言うまでもありません。

そこで、事業者は、従業者、施設利用者等を守るため、災害発生時には、消防団、自主防災組織等と連携しつつ、災害情報の収集・伝達、安全であると認める場所への誘導、救出・救護等を行うよう努めるものとししました。

【説明】

1 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

2 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

3 「安全であると認める場所」

管理する施設で安全が確認できた場所のほか、指定緊急避難場所、津波であれば高台、洪水であれば浸水の可能性がない場所、竜巻であれば丈夫な建物などが考えられます。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第三十九条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対する災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示、一時滞在施設に関する情報の提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

東日本大震災から得られた教訓を踏まえると、帰宅困難者による事故や混乱の発生を防止するためには、一定の場所に待機させ、むやみに移動を開始させない必要があります。

そこで、事業者は、管理する施設・設備の安全性や周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に、災害情報の提供、施設内待機の指示、一時滞在施設に関する情報提供等を行うよう努めるものとなりました。

なお、施設内待機の解除については、災害情報等に留意しつつ、救出等優先期間が経過した場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合に行うのが望ましいと考えられます。

【説明】

1 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

(学校、医療施設等における安全の確保)

第四十条 学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、乳幼児、児童又は生徒の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

2 医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他の施設利用者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

学校、保育所、幼保連携型認定こども園等には、成長過程にある乳幼児、児童、生徒等がおり、また、医療施設、介護施設、福祉施設等には、病気や障害等により特に配慮を要する患者、要介護者等がおり、災害発生時において、設置者による生命・身体を守るための適切な配慮が求められます。

そこで、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害発生時に、乳幼児、児童、生徒や施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導等を行うものとししました。

【説明】

1 「学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者」「医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者」

学校法人、社会福祉法人、医療法人等だけでなく、国や地方公共団体も含まれます。

2 「安全であると認める場所」

管理する施設で安全が確認できた場所のほか、指定緊急避難場所、津波であれば高台、洪水であれば浸水の可能性がない場所、竜巻であれば丈夫な建物などが考えられます。

(生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等)

第四十一条 生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、災害が発生した場合においては、被害の発生及び拡大を防ぐとともに、その管理する施設及び設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとする。

【趣旨】

電気・ガス・水道水供給施設や電気通信施設の管理者たる事業者（いわゆるライフライン事業者）は、県民が生活を営む上で不可欠な機能を担っており、災害によりひとたびライフラインが寸断された場合には、県民の生活に大きな影響を及ぼすとともに、災害応急対策に支障が生じるおそれがあります。

そこで、ライフライン事業者は、災害発生時に、被害の発生・拡大を防ぐとともに、管理する施設・設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとししました。

第三節 自主防災組織等による災害応急対策

第四十二条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、地域住民の被害の発生及び拡大を防ぐため、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、災害に関する情報の収集及び伝達、火災の発生及び拡大を防止するための措置、要配慮者等の地域住民の避難の誘導、安否の確認並びに救出及び救護、給食及び給水その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

自主防災組織等は、災害発生時には、地域住民の生命・身体を守るための災害応急対策を行うことが求められます。

そこで、自主防災組織等は、自らの生命・身体の安全を確保した上で、災害情報の収集・伝達、火災防止措置、要配慮者等の地域住民の避難誘導、安否の確認、救出・救護、給食・給水等を行うよう努めるものとなりました。

第四節 県による災害応急対策

(体制の整備)

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

【趣旨】

県は、災害の発生により、被害が発生した場合であっても、迅速に災害対策本部等を立ち上げ、的確に災害応急対策を実施する必要があります。

そこで、県は、災害発生時に、国、市町村等と連携して、災害応急対策を円滑に実施するために必要な体制を直ちに整えるものとししました。

【説明】

「災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整える」

災害対策基本法では、災害発生時において、都道府県知事は、都道府県災害対策本部を設置することができると規定していますが（同法第23条第1項）、本条例では、災害対策本部の設置を含めた体制の確立について、直ちに整えるものと規定しています。

(情報の収集及び伝達)

第四十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時の被害の最小化を図るためには、迅速かつ適切に情報を得るとともに、災害応急対策を行う各主体に伝達することが重要です。

そこで、県は、本条第1項において、災害発生時において迅速かつ適切に、災害情報を収集し、市町村や防災関係機関に伝達するとともに、第2項において、報道機関と連携しつつ、県民、事業者、自主防災組織等に対して災害情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとししました。

なお、災害対策基本法では、県も含めた災害応急対策責任者に対して、法令又は防災計画の定めるところにより、災害情報の収集・伝達に努めなければならないと規定していますが（同法第51条第1項）、本条例では、災害情報の重要性に鑑み、市町村や防災関係機関に情報を伝達だけでなく、県民、事業者、自主防災組織等が速やかに災害応急対策を行うことができるよう、災害情報が迅速かつ適切に伝達されるために必要な措置を行うべきことを明記しています。

（一斉帰宅による事故等を防止するための措置）

第四十五条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時における帰宅困難者対策では、一斉帰宅をできる限り抑制するとともに、必要な情報を提供することにより、帰宅困難者の一斉帰宅による事故や混乱が発生することを防ぐことが重要です。

そこで、県は、事業者、市町村等と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関、一時滞在施設・帰宅支援ステーションに関する情報の提供等を行うものとししました。

【説明】

1 「むやみに帰宅しない」

家族や自宅の無事確かめた後、職場や一時滞在施設などで状況が落ち着くのを待ち、やみくもに急いで帰宅しないことをいいます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

4 「災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供」

市町村等のほか、周辺都県と連携しつつ、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用するなど、帰宅困難者への効果的な情報提供が想定されます。

第四章 災害復旧・復興対策

- 第四十六条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。
- 2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
- 3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。

【趣旨】

災害発生時に受けた被害を原状回復させる復旧、そして、将来に向けて地域を活性化させる復興を迅速に行うためには、県民、事業者、県等の相互の連携が重要です。

そこで、県民は、本条第1項において、相互に助け合い、自らの生活の再建や地域社会の再生に努めるものとするとともに、事業者は、第2項において、事業の継続や早期の再開により雇用を確保し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとなりました。

また、県は、第3項において、関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、災害復旧・復興対策を的確に実施するものとなりました。

【説明】

「必要な体制を整備する」

必要に応じて、災害復興事業を迅速かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置することなどが想定されます。

第五章 雑則

(施行状況の報告及び公表)

第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

【趣旨】

基本理念にも規定したとおり、防災対策は継続的に行っていかなければなりません。また、自助・共助の取組については、先進的・模範的な事例を公表することにより、一層の推進を図る必要があります。

そこで、県は、毎年1回、本条例の施行の状況を、国、県、県内の防災関係機関で構成する千葉県防災会議に報告するとともに、公表するものとししました。

(財政上の措置)

第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

【趣旨】

防災に関する施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を行うことを明らかにしたものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条例の施行後３年を目途に、本条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、本条例の規定について検討を加えるものとなりました。その結果、必要があると認めるときは、見直し等を行うものとなりました。